

禁煙
外来

あなたの「今度こそ!!」を応援します

禁煙外来を開始しました

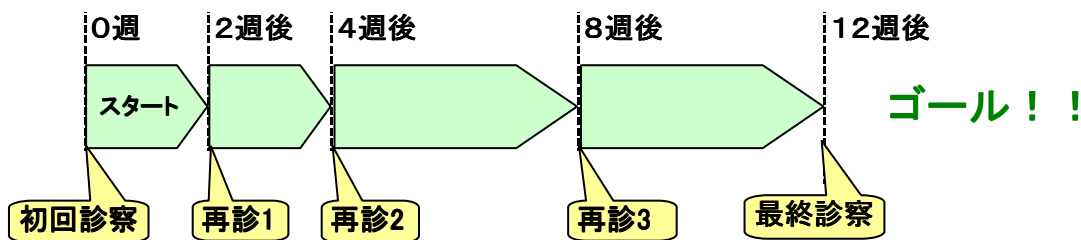
禁煙外来の禁煙治療は、以下の条件を満たせば健康保険が適用となります。

- ① 「ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト(TDS)」でニコチン依存症と診断された方
- ② 35歳以上で、「1日の喫煙本数」×「喫煙年数」=「200以上」の方
- ③ 直ちに禁煙をする意思がある方
- ④ 3ヶ月(12週間)に5回の診療プログラムを必ず受診できる方
- ⑤ 禁煙治療について説明を受け文章で同意された方



○治療期間はどのくらいなの？

禁煙治療では、3ヶ月間(12週)にわたり計5回の診察を受けます。



受診期間	治療内容
初回診察	・診察
再診1 (2週間後)	・呼気一酸化炭素濃度の測定
再診2 (4週間後)	・禁煙実行、継続に向けてのアドバイス
再診3 (8週間後)	・禁煙補助薬の処方
最終診察 (12週間後)	

○禁煙補助薬ってどんな薬があるの？

健康保険が使えるお薬は、以下の2種類です。

- ・飲み薬(チャンピックス) …ニコチンを含まない飲み薬です。
- ・貼り薬(ニコチネル) …ニコチンを皮膚から吸収させる貼り薬です。



○費用はいくらかかるの？

健康保険による診療の場合、自己負担(3割負担として)は、2万円程度です。

但し、1年以内に健康保険を使って禁煙外来で治療した方は、保険適用できません。

お問合せは、コチラへ

厚生連クリニック

TEL 042-529-5677

お問合せ時間

9:00~17:00(土・日・祝祭日除く)